

茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、失業中の市民等を正規労働者として雇用した事業主及び非正規労働者として働く市民等を正規労働者に転換した事業主に対し、市が茨木市正規雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市民の安定就労を促進し、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 本市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 正規労働者 次のいずれにも該当する者

ア 事業主に直接雇用される者

イ 雇用期間の定めのない者

ウ 1週間の所定労働時間が30時間以上である労働契約を締結し雇用される雇用保険の一般被保険者

エ 雇用される事業所において、正規労働者としての処遇を受ける者

(3) 非正規労働者 次に掲げる者をいう。

ア 事業主と期間の定めのある労働契約を締結する労働者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号以下「労働者派遣法」という。）第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）（同法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣により派遣をされるものを除く。以下同じ。）

(4) 転換 非正規労働者を正規労働者として雇用すること。

(5) 対象労働者 次のいずれかに該当する者をいう

ア 正規労働者として雇用され、又は転換される前から市民である者のうち、正規労働者として雇用され、又は転換された日から第6第1項の規定による申請の日までにおいて市民であるもの

イ 正規労働者として雇用され、又は転換された日から3月以内に本市に転入し、第6第1項の規定による申請の日において市民である者

(6) 働きやすい職場づくり認定事業所 茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定制度実施要綱（平成29年5月17日実施）第5第1項の規定により、茨木市働き

やすい職場づくり推進事業所認定事業所として認定された事業所

(交付対象事業主)

第3 奨励金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業主であること。

ア 中小企業事業主（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているものを除く。）であること。

イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人その他市長が適当と認めた事業主であって、かつ、アの中小企業事業主と同規模の事業主であること。

(2) 雇用保険適用事業所の事業主であること。

(3) 奨励金の交付の根拠となる労働者（以下「対象労働者」という。）の雇入れの日又は正規労働者への転換の日以後6月間、当該対象労働者を引き続き雇用継続し、当該期間に係る給与を支払った事業主であること。

(4) 対象労働者の雇入れの日の前日又は正規労働者への転換の日の前日から起算して6月前の日以後1年間に、当該雇入れに係る事業所において、事業主の都合により労働者を解雇したことがない事業主であること。

(5) 市税の滞納がない事業主であること。

(6) 労働者災害補償保険適用事業所又は社会保険適用事業所の事業主である場合にあっては、当該保険に加入している事業所の事業主であること。

(7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の関係法令を遵守するとともに、法令に適合した就業規則等を整備している事業所であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業主については、交付対象事業主としない。

(1) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けた事業主であって、その交付の対象となった労働者を再び雇い入れるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、

同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業主

(4) 市が出資による権利を有する事業所の事業主

(5) その他市長が不相当と認める事業主

（交付対象）

第4 奨励金は、交付対象事業主が次の各号のいずれかに該当し、かつ、対象労働者を奨励金の受給終了後も正規労働者として相当期間雇用することが確実である場合に支給する。

(1) 3月以上仕事に就いておらず、かつ、仕事があればすぐに就くことができた者で求職活動を行っていたもの（当該交付対象事業主の2親等以内の親族を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものを当該交付対象事業主の市内の事業所において正規労働者として雇用した場合

ア 前職を事業主の都合により離職した者（本人の責に帰すべき事由により離職した者及び定年により離職した者を除く。）

イ 雇用形態に定年制が適用される場合にあっては、正規労働者として雇用した日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である者

ウ 雇用形態に定年制が適用されない場合にあっては、正規労働者として雇用した日において65歳未満の者

(2) 当該交付対象事業主に雇用され、又は派遣されている非正規労働者（当該交付対象事業主の2親等以内の親族及び正規労働者として雇用することを前提として雇い入れられた非正規労働者を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものを当該交付対象事業主の市内の事業所において正規労働者に転換し、雇用期間以外の労働条件の待遇を改善した場合

ア 雇用形態に定年制が適用される場合にあっては、正規労働者への転換の日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上ある者

イ 雇用形態に定年制が適用されない場合にあっては、正規労働者への転換の日において65歳未満の者

2 1年度における奨励金の交付は、対象労働者2人分までとする。

（交付金額）

第5 奨励金の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、対象労働者の1週間の所定労働時間が、当該事業主に雇用される一般的な正規労働者

と比較して短い期間がある場合は、対象労働者 1 人当たり 100,000 円とする。

(1) 対象労働者が第 4 第 1 号に掲げる者の場合 対象労働者 1 人当たり 300,000 円

(2) 対象労働者が第 4 第 2 号に掲げる者の場合 対象労働者 1 人当たり 200,000 円

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業主が働きやすい職場づくり認定事業所の事業主に該当する場合の奨励金の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、対象労働者の 1 週間の所定労働時間が、当該事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短い期間がある場合は、対象労働者 1 人当たり 200,000 円とする。

(1) 対象労働者が第 4 第 1 号に掲げる者の場合 対象労働者 1 人当たり 400,000 円

(2) 対象労働者が第 4 第 2 号に掲げる者の場合 対象労働者 1 人当たり 300,000 円
(奨励金の交付申請)

第 6 奨励金の交付を受けようとする事業主は、茨木市正規雇用促進奨励金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、雇入れの日又は正規労働者への転換の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内に市長に申請しなければならない。

(1) 要件確認書

(2) 給与支払書

(3) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し

(4) 対象労働者の雇入れの日又は正規労働者への転換の日以後 6 月間の出勤簿の写し

(5) 対象労働者の雇入れの日又は正規労働者への転換の日以後 6 月間の賃金台帳の写し

(6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

(7) 中小企業事業主若しくは一般社団法人等であること又は働きやすい職場づくり認定事業所の事業主であることを確認できる書類

(8) 労働者災害補償保険及び対象労働者の厚生年金・健康保険の加入がわかる書類の写し

(9) 対象労働者が失業中、または非正規労働者であったことがわかる書類の写し。
ただし、対象労働者が第 2 第 3 号イに規定する有期雇用派遣労働者であった場合は、労働条件通知書及び労働者派遣法第 42 条第 1 項の規定に基づく派遣先管理台帳の写し

(10) 事業主都合により離職した場合、そのことが確認できる書類の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 前項の申請は、対象労働者 1 人ごとに行うものとする。

(奨励金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において奨励金の交付を決定し、茨木市正規雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により奨励金の交付を申請した事業主に通知する。

(奨励金の交付請求)

第8 第7の交付決定通知書を受けた事業主は、茨木市正規雇用促進奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、奨励金の交付を請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、対象労働者1人ごとに行うものとする。

(奨励金の交付)

第9 市長は、第8第1項の規定による奨励金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求を行った事業主に奨励金を交付する。

(立入検査)

第10 市長は、奨励金の執行の適正を期し、奨励事業の円滑な推進を図るため、その職員に、奨励金の交付を受ける事業主の有する事業所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 奨励金の交付を受けた事業主は、当該奨励事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 奨励金の交付を受けた事業主は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 奨励金の交付を受けた事業主は、当該奨励事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該奨励事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(奨励金の取消し等)

第13 市長は、奨励金の交付を受ける事業主あるいは受けた事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、奨励金の使用について必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る奨励金の交付について適用し、同日前の申請に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の雇用等に係る奨励金について適用し、同日前の雇用等に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る奨励金の交付について適用し、同日前の申請に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年2月3日から実施し、同年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月10日から実施し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の正規雇用促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後にする申請に係る奨励金の交付について適用し、同日前にした申請に係る奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の正規雇用促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後にする申請に係る奨励金の交付について適用し、同日前にした申請に係る奨励金の支給については、なお従前の例による。

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

名称

代表者氏名

⑨

※自署の場合は押印不要

茨木市正規雇用促進奨励金交付申請書

茨木市正規雇用促進奨励金の交付を次のとおり申請します。

1 茨木市内に所在する事業所

- (1) 事業所名
- (2) 所在地

2 対象労働者（正規労働者として雇用した者又は正規労働者に転換した者）

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 雇用した日又は転換した日

3 交付申請額 円

4 添付資料

- (1) 要件確認書
- (2) 給与支払書
- (3) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 対象労働者の雇入れの日又は正規労働者への転換の日以後 6 月間の出勤簿の写し
- (5) 対象労働者の雇入れの日又は正規労働者への転換の日以後 6 月間の賃金台帳の写し
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (7) 中小企業事業主若しくは一般社団法人等であること又は働きやすい職場づくり認定事業所の事業主であることを確認できる書類
- (8) 労働者災害補償保険及び対象労働者の厚生年金・健康保険の加入がわかる書類の写し
- (9) 対象労働者が失業中、または非正規労働者であったことがわかる書類の写し（対象労働者が有期雇用派遣労働者であった場合は、労働条件や賃金等が確認できる書類及び派遣先管理台帳の写し）
- (10) 事業主都合により離職した場合、そのことが確認できる書類の写し

様式第 2 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所在地

名称

代表者氏名

様

茨木市正規雇用促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市正規雇用促進奨励金は、次の条件を付けて、金 _____ 円を交付します。

条 件

- 1 この奨励金は _____ の雇用に伴う奨励金とする。
- 2 茨木市正規雇用促進奨励金交付要綱を順守すること。

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

名称

代表者氏名

⑩

茨木市正規雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市正規雇用促進奨励金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 この奨励金は _____ の雇用に伴う奨励金とします。